

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成29年 9月25日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成29年度公立保育所等自動体外式除細動器（AED）賃貸借 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290038 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島市内の公立保育所及び認定こども園に設置する自動体外式除細動器（AED）27台の賃貸借。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成30年 1月 1日から平成36年12月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市立保育所及び認定こども園 計27施設 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 物品賃貸借契約約款 |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>AED
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成29年9月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年9月25日～平成29年10月16日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成29年9月25日～平成29年10月2日（午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部 保育課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 / ファックス番号 082-422-6669 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成29年10月5日～平成29年10月16日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成29年10月12日～平成29年10月13日（午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成29年10月16日 午前10時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成29年度公立保育所等自動体外式除細動器（AED）賃貸借 仕様書

1 賃貸物品

(1) 品名及び数量

自動体外式除細動器（AED） 27台

(2) 付属品

本体1台に付属する装置等は、次のとおりとする。

- ① 成人用電極キット（電極パッド×2組） 1個
- ② 小児用電極キット（電極パッド×1組） 1個
（本体機器で小児用に切り替える等、成人用で代用可能な場合は、不要とする。）
- ③ バッテリー 1個
- ④ AED専用キャリングケース 1個
- ⑤ 救急セット 1式
（ティッシュタオル、はさみ、脱毛テープ又は安全カミソリ、感染防止用手袋、人工呼吸用マウスシート）
- ⑥ 取扱説明書

2 機器の規格・性能

(1) 本体及び付属品の規格

- ① 納入する機器及び付属品は、新品に限る。複数台の納品においては、機器はすべて同一品とする。
- ② 波形は、二相性波形であること。
- ③ 日本蘇生協議会ガイドライン2015に準拠し、かつ薬事法上の承認を得ていること。
- ④ 電気ショックエネルギーは、常に200J以下であること。
- ⑤ 心電図リズムの解析で、ショックの要／不要の判断が可能な機能があること。
- ⑥ AEDの作動2回目以降、解析から電気ショックの可否の指示まで10秒以内で判断できる機能を有していること。
- ⑦ 電気ショックが必要であると判断した後も、傷病者の心電図波形が戻った時には、電気ショックを自動的にキャンセルできる機能があること。
- ⑧ 納入機器は、リコール対象でない機器であること。
- ⑨ 機器本体の耐用期間は、賃貸借期間と同期間若しくは賃貸借期間以上とする。
- ⑩ 機器本体は納入後5年間以上のメーカー保証期間を有すること。賃貸借期間中は、無償にて、修理及び交換を行うこと。

- ⑪ バッテリーは、非充電式で、待機状態で4年以上の寿命が確保出来ること。
- ⑫ バッテリーが装填されている状態での機器重量が1.6kg未満であること。
- ⑬ 予備成人パッドは、保管時に機器本体と同一ケース内に収納して、一元管理保管ができること。また、小児パッドは専用収納袋などに収納し、専用キャリングケースに連結し保管できること。

(2) 自己診断機能

- ① AED本体が緊急時に使用出来るよう自己診断機能を有し、以下の(ア)～(エ)については毎日、(オ)については1か月に1回以上のセルフテストを行っていること。
ただし、(ウ)(エ)のテストは機器本体に接続されたパッドが対象であり、予備のパッドは対象外とする。
 - (ア) バッテリー残量
 - (イ) 機器内部回路
 - (ウ) 電極パッドの導通テスト
 - (エ) パッド粘着ゲル抵抗値テスト（除細動パッドの抵抗値を測定し、パッドのゲルの水分量を評価し、除細動パッドが使用できるかどうか確認する機能）
 - (オ) スピーカー、ショックボタンのテスト
- ② 自己診断の結果、異常があった場合はアラーム音、光の点滅等、音や外観で知らせ、更にボタンを押す、蓋を開ける等、簡単な操作を行うことで、異常箇所を日本語音声で知らせる機能があること。

(3) コーチング機能

- ① 音声ガイダンスは、日本語であること。
- ② 操作誘導は音声にて誘導し、操作者のペースに合わせ誘導が進む方式であり、操作に手間取った時等に再誘導を行う方式であること。
- ③ 幼児、乳児等にも対応するため、小児用パッドの交換は簡便にでき、小児用パッドが装填されたことを音声で伝え、貼付け場所を音声で指示する機能があること。音声指示は、機器本体内部で小児モードに切り替える機能があり、簡単な操作で切り替えができる機器でも可とする。
- ④ 胸骨圧迫位置の指示などを含めた心肺蘇生法の手法を救助者に日本語音声で具体的に誘導する機能があり、圧迫のリズム音が出ること。
※心肺蘇生の手法を具体的に誘導する機能とは、音声により胸骨圧迫の手法（圧迫部位、圧迫の手法、圧迫の強さ）、圧迫の速さ（リズム音）、気道確保の手法、人工呼吸の吹き込み指示等を具体的に誘導する機能をいう。

3 納入場所

別紙「納入場所一覧表」のとおり

4 賃貸借期間

平成30年1月1日から平成36年12月31日まで（84か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3長期継続契約に係る物品賃貸借契約）

5 納入期限

平成29年12月28日（木）

6 その他

- (1) 賃貸借期間中に通常使用で故障し、または製品自体の不具合が認められた際には無償（部品代金を含む）で修理を行うこと。また修理完了までは同等の代替品を提供すること。
- (2) 定期的に交換を必要とする消耗品（電極パッド、バッテリー等）については、期限切れ前までに設置場所に訪問し交換作業を行い、次回交換時期を明記するとともに、機器が正常に作動することを確認すること。なお、事故発生使用における消耗品は、別途賃借人の負担で購入する。
- (3) 納入するAEDは、キャリングケースに収納した状態で、既設のAED収納ボックス（内寸：幅32.8cm×高さ25cm×奥行15.5cm）に収納できること。且つ、自己診断の結果の異常を光の点滅等、音や外観で知らせる機種の場合は、収納ボックスの扉を開けることなく覗き窓から機器の作動状態（シグナル等）が確認できること。既存のAED収納ボックスに収納できない場合は、同等以上の新品のAEDボックスと交換し納品すること。その場合の費用は入札額に含めるものとする。
- (4) 納入日時は、事前に各納入場所である保育所又は認定こども園の了解を得ること。
- (5) 機器の納入について、梱包等の不要な物は引き取ること。
- (6) 既設のAEDは引取り、高度管理医療機器廃棄処理にしたがって適正廃棄を行うこと。（引取る既設AEDの台数は、別紙「納入場所一覧表」の納入場所ごとに各1台、計27台）
- (7) AEDの納入後は、速やかに各納入場所の職員を対象に説明会を実施し、取扱いに係る説明を十分に行うこと。また、当該機器に係る取扱説明書を、当該機器と一元的に保管出来るようにすること。
- (8) 賃貸借期間において、ガイドライン等が変更になり、当該機器では対応が不可能になった場合等の不測の事態が生じた際は、遅滞なく賃借人に報告すること。
- (9) 使用方法等の照会については、随時相談に応じること。
- (10) 動産保険に加入する等、賃貸借期間を通じて盗難や破損等に対応できるようにすること。
- (11) 賃貸人は、納入場所である各保育所又は認定こども園の駐車場を利用することが出

来る。

- (12) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる区分においては、その相当額分について、契約締結後の適当な時期に、協議により契約金額の変更を行う。
- (13) 本仕様書に定めがない事項は、賃貸借人双方で協議するものとする。

別紙

納入場所一覧表

	納入場所	納入数量	住 所	電話番号
1	東広島市立寺西保育所	1	東広島市西条町寺家7735 - 3	082-423-4138
2	東広島市立西条東保育所	1	東広島市西条西本町11 - 24	082-423-6987
3	東広島市立板城保育所	1	東広島市西条町森近966 - 1	082-425-1101
4	東広島市立郷田保育所	1	東広島市西条町郷曾1133 - 2	082-425-0576
5	東広島市立円城寺保育所	1	東広島市西条町御菌宇6975	082-423-3206
6	東広島市立吉川保育所	1	東広島市八本松町吉川351 - 1	082-429-1055
7	東広島市立原保育所	1	東広島市八本松町原6782 - 1	082-429-0950
8	東広島市立川上西部保育所	1	東広島市八本松南2丁目3 - 1	082-428-0262
9	東広島市立川上東部保育所	1	東広島市八本松町正力1441 - 1	082-428-0962
10	東広島市立川上中部保育所	1	東広島市八本松飯田2丁目17 - 5	082-428-2823
11	東広島市立高屋東保育所	1	東広島市高屋町高屋東632 - 1	082-434-0303
12	東広島市立小谷保育所	1	東広島市高屋町小谷1694	082-434-0537
13	東広島市立造賀保育所	1	東広島市高屋町造賀3686	082-436-0012
14	東広島市立高屋中央保育所	1	東広島市高屋町中島407	082-434-4032
15	東広島市立志和堀保育所	1	東広島市志和町志和堀839 - 6	082-433-2515
16	東広島市立板城西保育所	1	東広島市黒瀬町小多田438 - 1	0823-82-5051
17	東広島市立上黒瀬保育所	1	東広島市黒瀬町南方1411	0823-82-5243
18	東広島市立乃美尾保育所	1	東広島市黒瀬町乃美尾2131	0823-82-5241
19	東広島市立中黒瀬保育所	1	東広島市黒瀬町丸山1453 - 4	0823-82-3122
20	東広島市立暁保育所	1	東広島市黒瀬町津江857	0823-82-3121
21	東広島市立認定こども園くば	1	東広島市福富町久芳3327	082-435-2034
22	東広島市立認定こども園たけに	1	東広島市福富町下竹仁534 - 2	082-435-2371
23	東広島市立認定こども園とよさか	1	東広島市豊栄町鍛冶屋577 - 1	082-432-2019
24	東広島市立河内西保育所	1	東広島市河内町河戸802 - 2	082-438-0283
25	東広島市立木谷保育所	1	安芸津町木谷1218	0846-45-4322
26	東広島市立三津保育所	1	安芸津町三津5545 - 2	0846-45-2170
27	東広島市立風早保育所	1	安芸津町風早367 - 3	0846-45-1476
	合計	27		